

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

	担当課	長寿介護課	検索番号	3-13
法令名	健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法	根拠条項	第113条の2第3項	
不利益処分	指定介護療養型医療施設に対する措置命令 (根拠規定) ○健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法 (平成9年法律第123号) (勧告、命令等) 第113条の2 3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 (処分基準) ○愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年愛媛県条例第66号) ○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第21号) ○愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年愛媛県規則第15号) ○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分) 及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年老企第40号) (その他)			